

# (寄附)にご協力いただきました!

## ■ふるさと納税とは

かつて住んでいたふるさと、親族が住んでいるふるさとに貢献をしたいという住民の思いを実現するため、自治体への寄附金が一定額までなら寄附する方の金銭的負担がほとんどなく、寄附ができるようになりました。現在住所地の市町村に納税している住民税が、寄附金分減額されるため、結果的にふるさとに分割納税した形になることから「ふるさと納税」と呼ばれています。

## ■ふるさと納税の特徴

- (1) 寄附できる「ふるさと」とは、出生地、両親の居住地といった定めはなく、寄附者が応援したいと思う自治体ならどの市区町村でもよく、県でもよいこととなっています。
- (2) 一般的に寄附金とは自己負担となるのが通常ですが、ふるさと納税制度においては、5,000円を超えた金額の一定額までなら寄附金額の全額が税額控除できます。(なお、5,000円は事務手数料の意味とされており、常に自己負担となります)
- (3) ふるさと納税での控除は、住民税から全額を税額控除するのではなく、所得税率分は確定申告により所得税から控除となります。
- (4) 一定額までなら寄附の全額が控除されるため、毎年継続して寄附しやすくなっています。
- (5) 御代田町では、寄附していただきたい事業を掲げております。どの事業に寄附するのかは、寄附者のご意志に委ねられております。
- (6) 御代田町では指定された事業に特定して寄附金を有効利用いたします。寄附金の活用状況は、ホームページなどで報告いたします。

## ■ふるさと納税の実績

昨年、貴重な浄財を寄附いただきました方は7名、寄附金総額は900,000円でした。  
いただきました寄附金は、下記対象事業に大切にに使わせていただきました。

寄附対象事業メニュー	充当金額
やまゆりの咲くふるさとのやま整備活動事業	105,000円
まっすぐ伸びろ! すくすく竹の子事業	50,000円
可能性を信じ、夢をあきらめないで挑戦する障害者の方を応援する事業	60,000円
みんなとっても元気、転ばぬ先の予防教室事業	60,000円
子どもたちのための絵本・童話読み聞かせ事業	160,000円
ふるさと文庫整備事業	60,000円
ふるさとの次代を担う青少年育成事業	60,000円
ふるさと文化遺産の継承事業	245,000円
そばでよみがえる遊休農地活用事業	100,000円
計	900,000円

# 御代田町のふるさと納税

## ■主な対象事業の様子

「やまゆりの咲くふるさとのやま整備事業」



「まっすぐ伸びろ！すくすく竹の子事業」



「転ばぬ先の予防教室事業」



「ふるさとの次代を担う青少年育成事業」



「ふるさと文庫整備事業」



「そばでよみがえる遊休農地活用事業」



町外のご親戚、お知り合いの方に、御代田町への「ふるさと納税」を勧めていただけるよう、お願いします。  
詳しい内容は、企画財政課 企画係（内線52）までご相談ください。